

福岡県公報

平成17年9月26日
第2441号

目 次

告 示 (第1773号—第1796号)

○県営土地改良事業の換地処分	(農地計画課) 1
○公の施設の供用の開始	(国立博物館対策室) 1
○道路の区域の変更	(道路維持課) 2
○道路の区域の変更	(道路維持課) 2
○道路の供用の開始	(道路維持課) 2
○建設業法に基づく営業の一部停止	(建築指導課) 2
○道路の区域の変更	(道路維持課) 3
○貸金業者の登録の取消し	(経営金融課) 3
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(商業・地域経済課) 4
○生活保護法に基づく医療機関の指定	(監査保護課) 4
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止	(監査保護課) 5
○生活保護法に基づく指定医療機関の所在地の変更	(監査保護課) 5
○生活保護法に基づく施術者の指定	(監査保護課) 5
○生活保護法に基づく指定を受けた施術者の廃止	(監査保護課) 5
○生活保護法に基づく介護機関の指定	(監査保護課) 6
○生活保護法に基づく指定介護機関の名称及び所在地の変更	(監査保護課) 6
○生活保護法に基づく指定介護機関の休止及び廃止	(監査保護課) 7
○道路の区域の変更	(道路維持課) 7
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課) 7

○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課) 8
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課) 8
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課) 9
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課) 9
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(治山課) 9

監査委員

○監査結果の公表	(監査委員事務局特別監査室) 10
----------	-------------------------

正 誤

○目次(平成十七年九月十二日福岡県公報第二千四百三十七号増刊①) 中正誤 14
○福岡県立久留米スポーツセンター条例施行規則の一部を改正する規則(平成十七年福岡県規則第七十七号)中正誤 14
○福岡県立体育・スポーツ施設の使用料及び利用料金に関する規則(平成十七年福岡県規則第七十八号)中正誤 14

告 示

福岡県告示第1773号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第9項の規定に基づき、次のように換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成17年9月26日

福岡県知事 麻生 渡

換地処分をした地域	換地処分年月日
豊前市大字下川底及び下河内 (合河東部第二地区第2換地区)	平成17年9月9日

福岡県告示第1774号

次の公の施設の供用を開始するので、福岡県立アジア文化交流センター条例(平成17年福岡県条例第12号)第2条の規定により適用する福岡県公の施設の設置及び管理に關

する条例（昭和39年福岡県条例第5号）第3条の規定により次のように公示する。

平成17年9月26日

福岡県知事 麻生 渡

名称	位置	供用の開始の期日
福岡県立アジア文化交流センター	太宰府市	平成17年10月16日

福岡県告示第1775号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成17年9月26日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員(メートル)	延長(メートル)
八女	県道	湯辺田八女線	前	八女郡黒木町大字湯辺田673番1先から 八女市大字北田形606番1先まで	3.5～12.2	234.0
			後	同上	8.2～30.8	234.0

福岡県告示第1776号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成17年9月26日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
八女	県道	八瀬女高線	前	筑後市大字北長田829番2先から 同市大字津島1461番先まで	4.5～10.2	470.0	うち一般国道209号重用延長8.9メートル
			後	同上	12.5～18.4	470.0	うち一般国道209号重用延長44.6メートル
			後	同上	8.1～18.4	494.2	うち一般国道209号重用延長44.6メートル

福岡県告示第1777号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成17年9月26日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成17年9月26日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
八女	八瀬女高線	筑後市大字北長田829番2先から 同市大字鶴田268番1先まで

福岡県告示第1778号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業の一

部を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成17年9月26日

福岡県知事 麻生 渡

1 処分をした年月日

平成17年9月12日

2 処分を受けた者の商号等

商 号	主たる営業所の所在 地	代表者の氏名	許 可 番 号
株式会社泰興建設	福岡市城南区樋井川3-6 -1	桑名 憲隆	平成13年2月28日 福岡県知事許可(般-12) 第67546号

3 処分の内容 建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の一部の停止

(1) 停止を命じる営業の範囲

建設業に係る営業のうち、次のア及びイに該当する建設工事に係る営業
ア 国、地方公共団体、法人税法(昭和40年法律第34号)別表第1に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)又は建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第18条に規定する法人が発注するもの
イ 建設費について、国又は地方公共団体の補助金等(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれに類するものをいう。)の交付を受けているもの(アに該当するものを除く。)

(2) 停止期間

平成17年9月27日から平成17年10月11日までの15日間

4 処分の原因となった事実

株式会社泰興建設は、福岡市発注の市道清水干隈線(片江)道路舗装工事において、吉川建設株式会社に一括して工事を請け負わせた。このことは、建設業法第28条第1項第4号に該当する。

福岡県告示第1779号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成17年9月26日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員(メートル)	延長(メートル)
北九州	県道	中間停車場線	前	中間市中央二丁目7145番5先から 同市長津一丁目7139番9先まで	5.0 ～ 14.6	65.2
			後	同上	5.0 ～ 16.7	65.7
北九州	一般国道	495号	前	遠賀郡岡垣町大字黒山1074番1先から 同郡同町大字黒山1303番先まで	12.5 ～ 35.0	149.6
			後	同上	12.5 ～ 40.0	145.5
北九州	県道	岡遠垣賀線	前	遠賀郡遠賀町大字今古賀509番5先から 同郡同町大字今古賀508番4先まで	16.6 ～ 17.4	39.0
			後	同上	16.6 ～ 19.5	39.0

福岡県告示第1780号

貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)第3条第1項の規定による登録

を受けた次の貸金業者は、同法第37条第1項の規定により、平成17年10月17日をもって、その登録を取り消す。

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、福岡県知事に対して異議申立てをすることができる。また、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となる。）この処分の取消しの訴えを提起することもできる。

なお、処分の取消しの訴えは、異議申立てを行つた後においては、その異議申立てに対する決定があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

平成17年9月26日

福岡県知事 麻生 渡

商号又は名称	氏名	主たる営業所の所在地	登録番号	登録年月日
サンコーファイナンス	庵地 隆志	福岡市中央区天神2丁目6番17号2階	福岡県知事(1)第08013号	平成15年7月15日

福岡県告示第1781号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び飯塚商工事務所において縦覧に供する。

平成17年9月26日

福岡県知事 麻生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 イオン直方ショッピングセンター
- (2) 所在地 福岡県直方市大字感田字湯ノ浦1715番1 外
(感田東土地区画整理事業地区内)

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

福岡県告示第1782号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成17年9月26日

福岡県知事 麻生 渡

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日
像生112	宗像アイクリニック	宗像市田久2丁目1-1	17・9・3
筑生95	江崎耳鼻咽喉科医院	筑後市大字山ノ井223-3	17・9・1
小生91	RINDENクリニック	小郡市美鈴の杜2-3街区2	17・8・25
朝生109	中村クリニック	朝倉郡筑前町東小田1531-1	17・9・1
遠生176	柴山内科・消化器科クリニック	遠賀郡岡垣町中央台3丁目5-2	17・8・1
京生115	ないクリニック	築上郡椎田町大字西八田2426-5	17・9・1
京生116	長谷川医院	京都郡犀川町大字本庄225-5	17・8・1
春生歯63	かすがキッズマム歯科医院	春日市惣利2丁目32 メゾン春日南1F	17・9・1
田川生歯111	なかむら歯科医院	田川郡添田町大字添田1979-15	17・9・16
飯生歯117	アイ歯科吉原町	飯塚市吉原町1-31	17・8・1
前生薬36	わかば薬局	前原市前原中央3丁目12-13	17・9・1
久生薬196	溝上薬局久留米東町店	久留米市東町30-7佐藤ビル1F	17・8・1
柳生薬41	くすの木薬局	柳川市矢留本町32-1	17・7・1
京生薬56	タカサキ薬局築上店	築上郡椎田町大字西八田2425-1	17・9・1

福岡県告示第1783号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成17年9月26日

福岡県知事 麻生 渡

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
遠生72	柴山内科医院	遠賀郡岡垣町中央台3丁目5-2	17・7・31
京生103	長谷川医院	京都郡犀川町大字本庄255-5	17・7・31
大生318	江崎耳鼻咽喉科医院	大牟田市築町4-18	17・8・13
嘉生歯35	永松歯科医院	嘉穂郡稻築町大字平1012	17・7・31
飯生歯114	アイ歯科吉原町	飯塚市吉原町1-31 佐藤ビル1F	17・7・31

福岡県告示第1784号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から所在地の変更の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成17年9月26日

福岡県知事 麻生 渡

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
粕生276	村山皮フ科クリニック	糟屋郡新宮町大字下府1621-46	糟屋郡新宮町美咲2丁目11-7	16・11・1
前生16	医療法人福田眼科クリニック	前原市前原中央3丁目17-1	前原市前原中央3丁目15-36	17・3・3
柳生82	医療法人藤吉クリニック	柳川市辻町19	柳川市中町18	17・8・15
行生訪7	あおぞらの里 行橋訪問看護ステーション	行橋市大字道場寺字前の原1498-9	行橋市大字道場寺1409-5	17・9・1

福岡県告示第1785号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定に基づき、施術者の指定をしたので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成17年9月26日

福岡県知事 麻生 渡

指定番号	名称	所在地	指定年月日
久生マ9	中村暢通（中村鍼灸院）	久留米市篠山町438-1	17・8・9
久生マ10	那須幸枝（田島鍼灸治療院）	久留米市合川町2055-3	17・8・11
久生マ11	平岡武	久留米市大善寺町宮本1386神苑住宅9号	17・8・19
久生マ12	井上義洋（AAOメディス久留米マッサージ鍼灸治療院）	久留米市諫訪野町2560-2	17・7・11
古生マ5	梶原たま子（中嶋施術所）	古賀市花鶴丘2丁目5-4	17・9・1
古生マ6	田畠厚子（中嶋施術所）	古賀市花鶴丘2丁目5-4	17・9・1
大生柔42	貞包真由美（まゆみ整骨院）	大牟田市大字草木229-14	17・8・1
中生柔10	津留広志（つる整骨院）	中間市中鶴4丁目1-6	17・8・26
春生柔22	庄司幹夫（にこにこ整骨院）	春日市日の出町6丁目48	17・8・1
古生柔5	十亀誠治（レックス整骨院）	古賀市久保364-2	17・8・1

福岡県告示第1786号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定を受けた施術者から廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成17年9月26日

福岡県知事 麻 生 渡

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
古生マ3	井原伊津子(中嶋施術所)	古賀市花鶴丘2丁目5-4	17・8・31

福岡県告示第1787号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関の指定をしたので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成17年9月26日

福岡県知事 麻 生 渡

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日
女介143	医療法人栄泉会しばた医院	八女郡上陽町大字北川内186-2	17・6・1
飯介歯117	アイ歯科吉原町	飯塚市吉原町1-31佐藤ビル1F	17・8・1
田居106	リハビリ訪問看護ステーションすばる	田川市大字川宮63-3	17・8・1
京支35	ケアプランセンターうらら	築上郡築城町大字築城1005-1	17・6・1
京居65	有限会社ユーネット	京都郡勝山町大字松田1197-1	17・8・1
京居66	グループホームいこいの里小波瀬	京都郡苅田町大字新津1505-27	17・8・2
大居111	社会保険大牟田天領病院 デイケアセンター	大牟田市天領町1丁目100	17・9・1
久居170	デイサービスセンターはぜ並樹	久留米市山本町豊田1567-1 特別養護老人ホーム紅葉樹内	17・8・1
久支53	ケアプランサービス紅葉樹	久留米市山本町豊田1567-1 特別養護老人ホーム紅葉樹内	17・8・1
久支54	ふくし相談草の花	久留米市田主丸町田主丸1046-7	17・8・1
久居171	ケアサービス彩華	久留米市上津2丁目21-12-1	17・9・1

久支55	ケアプラン彩華	久留米市上津2丁目21-12-1	17・9・1
鞍居92	株式会社モリミヤ商事マイヘルパーステーション	鞍手郡宮田町大字宮田4877-5	17・9・1
飯支40	豊園居宅介護支援センター	飯塚市大字建花寺884-11	17・9・1
八女支9	八女介護支援センター	八女市大字本村413-2	17・9・1
行居49	デイサービス行事	行橋市行事5丁目8-6	17・8・1
行支22	ふくし生協ケアプランセンター京築	行橋市行事5丁目8-6	17・6・1
宰居26	デイサービスアクラスサロン	太宰府市五条2丁目18-45	17・9・1
鞍居93	ティサービスセンターみづき	鞍手郡小竹町大字新多1418	17・9・1
鞍居94	グループホームみづき	鞍手郡小竹町大字新多1418	17・9・1
鞍居91	有限会社シバタ	鞍手郡鞍手町大字中山1014-1	17・9・1
嘉居146	グループホーム椿の里	嘉穂郡穂波町大字椿623-20	17・9・1
嘉居145	訪問介護すずらん	嘉穂郡庄内町大字綱分933-7	17・8・1
嘉居147	介護ハウス風の丘	嘉穂郡庄内町大字有井字鳥羽355-107	17・9・1
女居36	しばた医院指定通所リハビリテーション事業所	八女郡上陽町大字北川内186-2	17・6・1

福岡県告示第1788号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から所在地の変更の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成17年9月26日

福岡県知事 麻 生 渡

指定番号	名 称	旧所在地	新所在地	変更年月日
粕介276	村山皮フ科クリニック	糟屋郡新宮町大字下府 1621-46	糟屋郡新宮町美咲2丁目11-7	16・11・1
行介訪7	あおぞらの里 行橋訪問看護ステーション	行橋市大字道場寺字前の原1498-9	行橋市大字道場寺1409-5 2F	17・9・1
田居48	思い出ケアサービス	田川市大字川宮1295	田川市大字弓削田525-1	14・6・1
行支4	あおぞらの里 行橋ケアプランセンター	行橋市大字道場寺字前の原1498-9	行橋市大字道場寺1409-5 2F	17・9・1
行居11	あおぞらの里 行橋ヘルパーステーション	行橋市大字道場寺字前の原1498-9	行橋市大字道場寺1409-5 2F	17・9・1
大野居3	特別養護老人ホーム 悠生園	大野城市大城5丁目28番1号	大野城市中2丁目5-5	13・8・5

福岡県告示第1789号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から休止及び廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成17年9月26日

福岡県知事 麻 生 渡

1 休止

指定番号	名 称	所 在 地	休止年月日
行居27	ヘルパーステーション行事	行橋市行事5丁目8-6	17・6・30

2 廃止

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日

女介134	しばた医院	八女郡上陽町大字北川内小僧頭 186-2	17・5・31
大支53	トリムパークケアプラン サービス	大牟田市藤田町266-7	17・8・16
田川居61	有限会社ケア・サービス もみじ	田川郡糸田町3967-57	17・7・31

福岡県告示第1790号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成17年9月26日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員(メートル)	延長(メートル)
行 橋	県 道	節 丸 新田原 線 停車場	前	京都郡豊津町大字徳永1839番1先から 同郡同町大字徳永1868番先まで	4.8 ～ 8.0	170.0
			後	同上	10.0 ～ 13.5	170.0
行 橋	県 道	椎 勝 田 線 山	前	京都郡豊津町大字徳永2294番1先から 同郡同町大字徳永1838番先まで	17.0 ～ 22.0	40.0
			後	同上	17.0 ～ 34.0	40.0

福岡県告示第1791号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成17年9月26日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成17年8月16日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人トータス環境都市教育研究所

(2) 代表者の氏名

楢崎 稔

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市西区愛宕二丁目11番34号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、市民や観光客へ自転車タクシーなどの新しい交通手段を提供し、観光事業の活性化と環境にやさしいまちづくりへの寄与を目的とする事業、および幼稚園や保育園の園児に対して紙芝居や音楽を通した教育事業を行い、子どもの健全育成への寄与を目的とする事業を行う。

福岡県告示第1792号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成17年9月26日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成17年8月26日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人サイエンス・アクセシビリティ・ネット

(2) 代表者の氏名

鈴木 昌和

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市早良区百道浜三丁目4番11-103号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、視覚障害を持つ人たちのための情報アクセシビリティを考慮した科学情報処理システム開発と普及、開発システムを利用した情報アクセシビリティ支援事業を行い、福祉の増進、学術・文化・科学技術の振興、情報化社会の発展、社会教育の推進、職業能力の開発、雇用機会の拡充に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1793号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成17年9月26日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成17年8月29日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人 ジャパン コミュニティー ヒューマンセンター

(2) 代表者の氏名

福富 恵子

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県春日市春日原北町四丁目20番地2（シャンボール803号）

(4) 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象として、子育て支援に関する事業、安心して子

育てができる家庭や街の環境づくり、子どもの健全育成に関する事業を行い、明るく活気あるまちづくりと心豊かな社会全体の推進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1794号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成17年9月26日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成17年8月22日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人福岡どうぶつ会議所

(2) 代表者の氏名

島田 隆一

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市中央区天神三丁目11番1号天神武藤ビル1F

(4) 定款に記載された目的

本会議所は、人間社会の中で生きるどうぶつ達全てが安心して暮らせるようによりよい動物福祉の推進を目指すことを目的とし、福岡市及びその近郊の住民に対して啓発、啓蒙活動等を行い社会教育の推進などに寄与する事を目的とする。

福岡県告示第1795号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成17年9月26日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成17年8月24日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人ソーシャルサポート相談室

(2) 代表者の氏名

五條堀 順子

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市東区名島四丁目14番35号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、福岡市ならびに近郊に住む、高齢者や障害者、又はその人々の介護や看護、相談などの業務を行なう人たちに対して、情報の提供や交換あるいは研鑽の場を提供するとともに、介護やその他必要な援助の提供に関する業務を行い、社会福祉に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1796号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成17年9月26日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和56年9月29日福岡県告示第1475号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及びうきは市

役所に備え置いて縦覧に供する。)

監査委員

監査公表第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定に基づく隨時監査を古賀養護学校等33か所について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成17年9月26日

福岡県監査委員	福 本 義 雄
同	進 谷 庸 助
同	伊 藤 龍 峰
同	富 田 徳 二

第1 調査の概要

1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施日

教育委員会の出先機関に係る随時監査は、平成16年12月1日又は平成17年1月1日から監査実施日までを監査対象期間とし、平成17年5月11日から平成17年8月3日までの実日数33日間で、次のとおり実施した。

監査対象機関名	監査対象期間	監査実施日
古賀養護学校	平成16年12月1日から 平成17年5月11日まで	平成17年5月11日
北九州高等学園	平成16年12月1日から 平成17年5月12日まで	平成17年5月12日
田主丸養護学校	平成16年12月1日から 平成17年5月13日まで	平成17年5月13日
福岡高等盲学校	平成16年12月1日から 平成17年5月17日まで	平成17年5月17日
柳河盲学校	平成16年12月1日から 平成17年5月18日まで	平成17年5月18日
筑城養護学校	平成16年12月1日から 平成17年5月24日まで	平成17年5月24日
豊津高等学校	平成16年12月1日から 平成17年5月25日まで	平成17年5月25日
小郡養護学校	平成16年12月1日から 平成17年5月31日まで	平成17年5月31日
戸畠高等学校	平成16年12月1日から 平成17年6月1日まで	平成17年6月1日
若松商業高等学校	平成16年12月1日から 平成17年6月2日まで	平成17年6月2日
北筑前養護学校	平成16年12月1日から 平成17年6月3日まで	平成17年6月3日
門司北高等学校	平成16年12月1日から 平成17年6月7日まで	平成17年6月7日
小倉商業高等学校	平成16年12月1日から 平成17年6月14日まで	平成17年6月14日
小倉西高等学校	平成16年12月1日から 平成17年6月15日まで	平成17年6月15日
八幡中央高等学校	平成16年12月1日から 平成17年6月21日まで	平成17年6月21日
水産高等学校	平成16年12月1日から 平成17年6月28日まで	平成17年6月28日
北筑高等学校	平成16年12月1日から 平成17年6月29日まで	平成17年6月29日
八幡工業高等学校	平成17年1月1日から 平成17年7月1日まで	平成17年7月1日

監査対象機関名	監査対象期間	監査実施日
須恵高等学校	平成17年1月1日から 平成17年7月5日まで	平成17年7月5日
遠賀高等学校	平成17年1月1日から 平成17年7月6日まで	平成17年7月6日
宗像高等学校	平成17年1月1日から 平成17年7月7日まで	平成17年7月7日
三井高等学校	平成17年1月1日から 平成17年7月8日まで	平成17年7月8日
久留米筑水高等学校	平成17年1月1日から 平成17年7月12日まで	平成17年7月12日
大牟田北高等学校	平成17年1月1日から 平成17年7月13日まで	平成17年7月13日
三池高等学校	平成17年1月1日から 平成17年7月14日まで	平成17年7月14日
朝羽高等学校	平成17年1月1日から 平成17年7月15日まで	平成17年7月15日
八女高等学校	平成17年1月1日から 平成17年7月20日まで	平成17年7月20日
八女農業高等学校	平成17年1月1日から 平成17年7月21日まで	平成17年7月21日
黒木高等学校	平成17年1月1日から 平成17年7月22日まで	平成17年7月22日
福岡高等学校	平成17年1月1日から 平成17年7月28日まで	平成17年7月28日
香椎高等学校	平成17年1月1日から 平成17年7月29日まで	平成17年7月29日
福岡工業高等学校	平成17年1月1日から 平成17年8月2日まで	平成17年8月2日
武蔵台高等学校	平成17年1月1日から 平成17年8月3日まで	平成17年8月3日

2 監査の主眼

今回の監査は、古賀養護学校等33機関における旅費等9支出項目の財務に関する事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性に考慮して執行されているかに意を用いて実施した。

特に、時間外勤務手当及び旅費に主眼を置き、旅費については、事実確認調査を含む監査を実施した。

3 監査の範囲

- (1) 時間外勤務手当
- (2) 賃金
- (3) 旅費
- (4) 交際費

- (5) 食糧費
- (6) その他需用費
- (7) タクシー借上料
- (8) 会場借上料
- (9) 備品購入費

第2 監査の結果

各監査対象機関における財務に関する事務は、おおむね適正に執行されていると認められた。

	17 9 12	発行年月日
2437 増刊①		公報番号
規則	目次	種類
78	77	同上番号
1	1 ○	ペルシ 上 欄 下
○	後ろから 4	行 備考
福岡県規則第七十八号	福岡県規則第七十九号	規則 (第七十七号・第七十八号) 正
福岡県規則第七十九号	福岡県規則第七十八号	規則 (第七十八号・第七十九号) 記